

2019 年 9 月 12 日

各位

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
(コード番号：8729 東証第一部)

本日、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の 100%子会社であるソニー損害保険株式会社が下記プレスリリースを行いましたので、お知らせします。

記

ソニー損害保険株式会社 プレスリリース (添付)

グリーンボンドへの投資について

以 上

【お問合せ先】

ソニー損害保険株式会社 経営企画部 広報課 (電話：03-5744-0330)

グリーンボンドへの投資について

ソニー損害保険株式会社（代表取締役社長：丹羽 淳雄、本社：東京都大田区、以下「ソニー損保」）は、資産運用を通じた環境改善への貢献の取組みとして、2019 年 9 月 12 日に発行された株式会社カネカのグリーンボンド（以下「本債券」）に投資しましたので、お知らせします。当社のグリーンボンドへの投資は今回が初めてとなります。

グリーンボンドとは、環境改善に資する投資案件（グリーンプロジェクト）の資金を調達するために発行される債券で、本債券発行による調達資金は、カネカ生分解性ポリマー-PHBH の製造設備の工事費用および研究開発費用に充当される予定です。カネカ生分解性ポリマー-PHBH は、植物油などのバイオマス为原料として微生物発酵プロセスによって生産されるポリマーで、土壌中や海水中での生分解性が優れていることから、近年社会問題となっているマイクロプラスチックによる海洋汚染問題の改善に資することが期待されています。

当社は、これまでも環境保全につながる活動に積極的に取り組んでいますが、今後、ESG 投資^{(*)1}を通じ、資産運用面からも持続可能な社会の実現に貢献できるよう努めてまいります。

<本債券の概要>

債券名称	株式会社カネカ第 7 回無担保社債（グリーンボンド）
年限	5 年
発行額	50 億円
発行日	2019 年 9 月 12 日
グリーンボンドとしての適格性	株式会社格付投資情報センター（R&I）から、「グリーンボンド原則（Green Bond Principle）2018 ^{(*)2} 」および環境省「グリーンボンドガイドライン 2017 年版 ^{(*)3} 」へ適合する旨のセカンドオピニオン、グリーンボンドアセスメントにおける最上位評価の「GA1（本評価）」を取得

(*)1 「ESG」とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の英語の頭文字を合わせた言葉で、「ESG 投資」とはこれらの要素を重視・選別して行う投資を指します。

(*)2 「グリーンボンド原則（以下、GBP）」とは、グリーンボンド発行に関する自主的ガイドラインです。グリーンボンドの透明性の確保、情報開示およびレポーティングを推奨し、市場の秩序を促進させるため、2014 年 1 月に策定され、その後逐次改訂が行われています。GBP の事務局は国際資本市場協会（ICMA）が担っており、GBP はグリーンボンドの国際的な基準として一般的に認識されています。

(*)3 「グリーンボンドガイドライン 2017 年版」とは、国際的に広く認知されている「グリーンボンド原則」との整合性に配慮しつつ、国内におけるグリーンボンドの発行と投資をさらに拡大させることを目的として、環境省が 2017 年 3 月に策定したものを指します。

当社では、損害保険事業を通じた価値創出、および、価値創出のための基盤強化を通じた、SDGs（持続可能な開発目標）の達成への貢献も目指しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

主に貢献できる SDGs の目標



【報道関係からのお問合せ先】

ソニー損害保険株式会社 経営企画部 広報課 小原／青木 Tel 03-5744-0330

〒144-8721 東京都大田区蒲田 5-37-1 アロマスクエア 11F | <https://www.sonysonpo.co.jp/> | https://twitter.com/sonysonpo_pr